

告 示

埼玉県告示第五百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年五月十九日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
カスミ フードスクエア川口前川店
- 埼玉県川口市南前川一丁目二千六百十番外
- ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要
北側出入口②において、大型車両の軌跡図から歩道内での斜め横断、転回が生じており、内輪差等での事故が想定されるため、外売場の位置、規模を検討すること。

二 縦覧期間

令和二年五月十九日から令和二年六月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南部地域振興センター